

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2019年6月18日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター 契約担当役 所長

| | |
|--------------------------|--|
| 調達管理番号 | 19c00488000000 |
| 調達件名 | 2019年度マリ国別研修「持続的発展のための地方行政強化」の事業実施 |
| 業務種別 | 事業委託契約-本邦研修員受入事業-国別研修 |
| 仕様等 | 業務仕様書による |
| 履行期間（予定） | 2019年9月17日 ～ 2020年1月31日 |
| 選定方法 | 参加意思確認公募（詳細は別紙：業務仕様書による） |
| 特定者 | 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（HIECC） |
| 競争参加資格 | <p>【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。</p> <p>日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p> <p>その他、細則参加資格および別紙：業務仕様書に記載の参加要件に該当すること</p> |
| 競争参加資格確認申請期限 | 2019年7月12日 17時まで |
| 契約担当部署 | <p>北海道センター研修業務課</p> <p>電話番号：011-866-8393（担当 堀本（ほりもと））</p> <p>メールアドレス：Horimoto.Takayasu@jica.go.jp</p> |
| その他 | その他詳細は別紙業務仕様書による |
| 独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格 | <p>以下のいずれにも該当しないこと</p> <p>(1) 当該契約を締結する能力を有しない者</p> <p>(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者</p> <p>(4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p> |
| 情報の公表について | <p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p> |

以上

別紙：業務仕様書

別紙 業務仕様書

2019 年度マリ国別研修「持続的発展のための地方行政強化」 コースに係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道（札幌）」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、マリ国において実施している「プロジェクト」の事業に直接寄与することを想定し、研修員として日本に招く同国の行政官や執政官に対して日本の経験を通して、住民参加型で持続的な地方行政を実現するための能力強化に資する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（HIECC）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。上記特定者は、今まで 2016 年度より 2018 年間にわたり、同種の研修コースであるコートジボワール国別研修「参加型地域開発のための地方行政強化」を受託し、研修プログラムの提案、適切な講師、視察先の選定、研修員に対するファシリテーション等、JICA 研修事業を円滑に実施するための組織体制を備え、かつ実施経験を豊富に有しています。この様に西アフリカ地域における地方行政の現状と課題を把握し、必要な技術支援を提供する素地を備えることから、本件業務を適切に実施し得る要件を満たしていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 案件概要

(1) 案件名：

2019 年度マリ国別研修「持続的発展のための地方行政強化」コースの実施

(2) 案件内容：

研修委託業務概要（別添）のとおり

(3) 技術研修期間

- ・ 本邦研修：2019 年 10 月 28 日から 2019 年 11 月 8 日まで（予定）
- ・ 契約履行期間：2019 年 9 月 17 日から 2020 年 1 月 31 日まで（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。その場合は、

次の書類を添付すること。(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)

- ・資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- ・登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3か月以内のもの）
 - ・財務諸表（直近1か年分、法人名および決算期間が記載されていること）
 - ・納税証明書（その3の3、発行日から3か月以内のもの）（写）
- ② 独立行政法人国際協力機構一般事務取扱細則第4条1項の規定に該当しない者。
具体的には会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。
具体的には以下のとおり扱います。
- ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア.提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ.役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。）
- ウ.反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ.提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る

目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が地方自治体の定める暴力団の排除の推進に関する条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の資格、認証等を有すること。

案件受託上の条件として、2019年度案件を第1回目として受託し、2021年度まで計3回、同一案件を受託可能であること。なお、2019年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2021年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結する。

3. 手続きのスケジュール

| | | |
|------------------|-------------|--|
| (1) 参加意思確認申請書の提出 | 提出期間 ※注1 | 2019年6月18日（火）午前10時から 同年7月12日（金）午後5時まで |
| | 提出場所 | JICA 北海道 研修業務課 |
| | 提出書類 | 参加意思確認書 等必要書類1部 ※注2 |
| | 提出方法 | 持参または郵送（書留としてください） |
| (2) 審査結果の通知 | 通知日 | 2019年7月19日（金） |
| | 通知方法 | 当センターホームページへ掲載 |
| (3) 応募要件無しの理由請求 | 請求場所 | JICA 北海道 研修業務課 |
| | 請求方法 | 持参または郵送（書留としてください） |
| | 回答予定日 | 2019年7月26日（金） |
| | 回答方法 | 郵送 |

※注1：提出期間

送付（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、正午から14:00までを除いた上記時間に、提出場所へ持参すること。

※注2：提出書類

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（別添 B）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（別添 B）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- 3) 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 か月以内のもの）
- 4) 財務諸表（直近 1 か年分、法人名および決算期間が記載されていること）（写）
- 5) 納税証明書（その 3 の 3、発行日から 3 か月以内のもの）（写）

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：JICA 北海道 研修業務課

以上

2019年度マリ国別研修「持続的発展のための地方行政強化」

コース

研修委託契約業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) 研修コース名

2019年度マリ国別研修「持続的な発展のための地方行政強化」コース

(2) 技術研修期間

本邦研修：2019年10月28日（月）～2019年11月8日（金） 予定

（注）以上の日程は予定であり、日時・期間の変更の可能性あり。

(3) 研修目的（案件目標）

地方自治体の首長や地方行政関連の中央・地方政府の職員が、日本の事例をとおして地域開発での地方行政が果たすべき役割やコミュニティとの連携のあり方やデータに基づく計画策定の重要性・有効性の理解を深めることで、自国の地方自治体の機能向上の動機づけや具体的行動に資することを目的とする。

(4) 研修の到達目標（単元目標）

- ① 日本の地方行政制度の全体像を理解する。
- ② 日本の基礎自治体を中心とする地方自治体の具体的な活動を理解する。
- ③ 意見交換を通じ、取得した知識を深める。
- ④ 帰国後の活動計画を策定する。

(5) 研修内容

1) 研修項目

【講義】：日本の地方分権・地方行財政の制度及び地方自治体組織運営、中央政府と地方自治体の役割分担や協力、地方自治体の事業例、地方議会の役割、地方自治体の計画づくりや人材育成、行政・市民協働のまちづくり 等

【視察】：地方行政の実際の活動例、地方議会の活動、行政・住民・住民の連携事例 等

【演習】：討議（現状・課題分析、研修振り返り、今後に関する論議）と全体のまとめ作成

2) 研修方法

- 講義
- 視察・研修旅行

※主な研修実施場所としては、北海道内を想定（一部東京の有識者の講義等も想定しており、来日後1週間以内で首都圏滞在するがそれ以外は道内）。

※研修全体の指導者として、JICA 国際協力専門員が研修員の振り返りや今後に関

する議論の調整役を担当する。

3) 研修附带プログラム（当機構が実施するプログラム）

● 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。

(6) 研修員

1) 定員：9名

2) 研修対象国：1カ国（マリ）

3) 研修対象者：同国の中央政府もしくはは地方政府の関連事項担当の行政官及び民選の地方自治体首長職。

2. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ 研修員選考会への出席
- ⑤ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ コースオリエンテーションの実施
- ⑧ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握
- ⑩ 各種発表会の実施
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑫ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会への出席
- ⑯ 講義、見学の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（翻訳・印刷、著作権処理を含む）
- ⑤ 講師謝金の支払い

- ⑥ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑦ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付
 - （３）見学（研修旅行）の実施に関する事項
 - ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
 - ② 見学先への引率
 - ③ 見学謝金等の支払い
 - ④ 見学先への礼状の作成と送付
 - （４）事後整理
業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）・経費精算報告書作成
 - （５）留意事項
 - 当機構は、本研修コース実施にあたって、仏語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は、講義、演習・実習及び見学・研修旅行時の通訳を兼務します。
 - 研修員及び同行者（上限１名）の研修旅行は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行いません。
 - 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

以上

公募参加確認書

独立行政法人国際協力機構
北海道センター
契約担当役 所長 齊藤 顕生

提出者 〇
住所
団体名
代表者役職・氏名 印
担当者部署・役職・氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

2019年度マリ国別研修「持続的な発展のための地方行政強化」コースに係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので公募参加確認書を提出します。

記

1 法人概要

※ 法人概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 添付書類

※ 公示文中、応募要件3（2）に該当することを確認できる書類

以上